



## ○長野県告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

## 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問看護

| 事業所の名称 | 所在地            | 指定した年月日     |
|--------|----------------|-------------|
| 矢嶋診療所  | 小県郡武石村大字沖250番地 | 平成13年12月10日 |

## (2) 訪問リハビリテーション

| 事業所の名称      | 所在地            | 指定した年月日     |
|-------------|----------------|-------------|
| 矢嶋診療所       | 小県郡武石村大字沖250番地 | 平成13年12月10日 |
| 医療法人鴻寿会滝沢医院 | 長野市真島町真島2209番地 | 平成14年2月1日   |

## (3) 居宅療養管理指導

| 事業所の名称      | 所在地               | 指定した年月日     |
|-------------|-------------------|-------------|
| 中本泌尿器科医院    | 塩尻市広丘原新田213番地20   | 平成13年12月1日  |
| オギノSCフジモリ薬局 | 茅野市ちの1丁目17番1号     | 〃 〃         |
| 大沢薬局        | 小県郡長門町大字古町2844番地  | 〃 〃         |
| 古町薬局        | 小県郡長門町大字古町3347番地1 | 〃 〃         |
| 氷室西口薬局      | 南安曇郡梓川村倭2653番地3   | 〃 〃         |
| 矢嶋診療所       | 小県郡武石村大字沖250番地    | 平成13年12月10日 |
| 降旗ハートクリニック  | 松本市中山951番地1       | 平成13年12月17日 |
| 小林歯科医院      | 上田市中央2丁目24番18号    | 平成14年2月1日   |

## (4) 通所介護

| 事業所の名称       | 所在地              | 指定した年月日   |
|--------------|------------------|-----------|
| 通所介護センターなごやか | 上田市大字別所温泉1828番地2 | 平成14年2月1日 |

## (5) 通所リハビリテーション

| 事業所の名称      | 所在地            | 指定した年月日   |
|-------------|----------------|-----------|
| 医療法人鴻寿会滝沢医院 | 長野市真島町真島2209番地 | 平成14年2月1日 |

## (6) 痴呆対応型共同生活介護

| 事業所の名称        | 所在地                  | 指定した年月日   |
|---------------|----------------------|-----------|
| リフレッシュハウス木もれび | 北佐久郡軽井沢町大字長倉5599番地10 | 平成14年2月1日 |

## (7) 福祉用具貸与

| 事業所の名称                         | 所在地           | 指定した年月日   |
|--------------------------------|---------------|-----------|
| 株式会社サン・アイ指定福祉用具貸与事業部門総合介護のオリエン | 飯田市松尾明8055番地1 | 平成14年2月1日 |

高 齢 福 祉 課

## ○長野県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年2月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 福祉用具貸与

| 事業所の名称          | 所在地           | 廃止した年月日     |
|-----------------|---------------|-------------|
| 土屋ヘルスケアサービス株式会社 | 長野市吉田2丁目24番9号 | 平成13年11月30日 |

高 齢 福 祉 課

## ○長野県告示第121号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
飯山陸送株式会社  
長野県飯山市大字静間280番地1  
代表取締役 勝山一成
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
長野県下水内郡豊田村大字豊津字冷田入5607番地 他4筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
産業廃棄物焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
木くず、紙くず及び繊維くず（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）並びに感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日  
平成13年12月21日
- 6 縦覧の場所  
長野県生活環境部廃棄物対策課又は長野県北信保健所環境衛生課
- 7 縦覧の期間  
平成14年2月28日（木）から平成14年3月28日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- 8 意見書の提出  
法第15条の2の4第2項において準用する法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設に関し利害関係を有する者、次により知事あてに意見書を提出することができる。
  - (1) 意見書の提出期間  
平成14年2月28日（木）から平成14年4月12日（金）まで

## (2) 意見書の提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁内  
生活環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係

## (3) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「飯山陸送㈱に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載するものとする。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設設置に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

廃棄物対策課

## ○長野県告示第122号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

## 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名      | 区間   |
|----------|--|
| 一般国道141号 | 佐久市大字跡部字下河原525番の74地先から<br>佐久市大字中込字佐太夫町427番の2地先まで     |
| 一般国道142号 | 小県郡長門町大字長久保字大石2224番の4地先から<br>小県郡長門町大字大門字四泊118番の4地先まで |
| 一般国道143号 | 小県郡青木村大字田沢字小挾1291番の1地先から<br>上田市大字下之条字壺丁田1022番の口地先まで  |
| 一般国道147号 | 大町市大字大町4521番の1地先から<br>大町市大字大町2886番の1地先まで             |

|             |  |
|-------------|--|
| 一般国道148号    | 大町市大字大町4547番の1地先から<br>大町市大字平5337番の1地先まで                |
| 一般国道152号    | 小県郡丸子町大字腰越字上川原356番のロ地先から<br>茅野市北山字国道6570番の1地先まで        |
| 一般国道152号    | 茅野市湖東字新井下5661番の5地先から<br>茅野市ちの字丁田2738番の1地先まで            |
| 一般国道153号    | 飯田市上郷別府1714番の2地先から<br>駒ヶ根市上穂北26番の20地先まで                |
| 一般国道256号    | 下伊那郡阿智村智里495番の1地先から<br>下伊那郡阿智村智里2247番の5地先まで            |
| 一般国道299号    | 茅野市湖東字新井下5661番の5地先から<br>茅野市北山字蛭久保8095番の1地先まで           |
| 一般国道299号    | 茅野市北山字国道6570番の1地先から<br>茅野市北山字蛭久保8095番の1地先まで            |
| 一般国道403号    | 東筑摩郡麻績村麻8258番地先から<br>東筑摩郡麻績村麻3809番の1地先まで               |
| 一般国道403号    | 長野市松代町大字西寺尾字午新田1539番の1地先から<br>長野市松代町大字松代字伊勢町577番の1地先まで |
| 県道真田東部線     | 小県郡真田町大字長字大流2322番の1地先から<br>小県郡東部町大字滋野乙字牧家2229番の1地先まで   |
| 県道丸子信州新線    | 小県郡青木村大字田沢字小狭1291番の1地先から<br>東筑摩郡麻績村麻8528番地先まで          |
| 県道長野真田線     | 長野市松代町大字東寺尾字北村1226番の2地先から<br>小県郡真田町大字本原字中平3008番の1地先まで  |
| 県道大町明科線     | 大町市大字大町2886番の1地先から<br>東筑摩郡明科町大字中川手2740番の3地先まで          |
| 県道松川インター大鹿線 | 下伊那郡松川町大島917番地先から<br>下伊那郡松川町元大島1551番の5地先まで             |
| 県道園原インター線   | 下伊那郡阿智村智里3437番の11地先から<br>下伊那郡阿智村智里494番の1地先まで           |
| 県道小諸中込線     | 佐久市大字中込字石神557番の1地先から<br>佐久市大字中込字佐太夫町427番の2地先まで         |

道路維持課

## ○長野県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野小海線
- 3 道路の区域

| 区  | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員                  | 延長                   |
|--|---|-----|------------------------|----------------------|
| 南佐久郡北相木村字雪瀬4433番の1地先から<br>南佐久郡北相木村字山口3815番の6地先まで |   | 旧   | 13.8~23.0 <sup>m</sup> | 0.1514 <sup>km</sup> |
|  |   |     | 13.8~19.4              | 0.1386               |
| 同  | 上 | 新   | 8.8~19.4               | 0.1386               |

道路維持課

## ○長野県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 256号
- 3 道路の区域

| 区 間   | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m | 延長<br>km |
|---|-----|------------|----------|
| 木曾郡南木曾町吾妻2278番の8地先から<br>木曾郡南木曾町吾妻2278番の11地先まで | 旧   | 19.4~46.6  | 0.2000   |
| 同 上   | 新   | 11.6~32.7  | 0.2000   |

道路維持課

## ○長野県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 豊科インター掘金線  
 (3) 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員                 | 延長                   |
|--|-----|-----------------------|----------------------|
| 南安曇郡豊科町大字田沢4751番の2地先から<br>南安曇郡豊科町大字田沢4945番の1地先まで | 旧   | 4.0~18.0 <sup>m</sup> | 0.4198 <sup>km</sup> |
|  |     | 10.7~51.0             | 0.9082               |
| 同 上  | 新   | 10.7~51.0             | 0.9082               |

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 豊科インター掘金線  
 (3) 道路の区域

| 区 間   | 新旧別 | 敷地の幅員                 | 延長                   |
|---|-----|-----------------------|----------------------|
| 南安曇郡豊科町大字豊科4892番の1地先から<br>南安曇郡豊科町大字豊科4625番の14地先まで | 旧   | 4.9~14.2 <sup>m</sup> | 0.4963 <sup>km</sup> |
|   |     | 12.5~52.0             | 0.4747               |
| 同 上   | 新   | 12.5~52.0             | 0.4747               |

道路維持課



## ○長野県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊科インター堀金線
- 3 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員          | 延長           |
|--|-----|----------------|--------------|
| 南安曇郡豊科町大字南穂高599番の4地先から<br>南安曇郡豊科町大字南穂高578番の1地先まで | 旧   | m<br>12.2~19.4 | km<br>0.1294 |
| 同 上  | 新   | 12.2~19.4      | 0.1294       |

道路維持課

## ○長野県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 村山小布施停車場線  
 (3) 道路の区域

| 区  | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m  | 延長<br>km  |
|--|---|-----|---|-----------|
| 須坂市大字小島字新田道西1216番の4地先から<br>須坂市大字小河原字松川4017番の16地先まで |   | 旧   | 6.8~38.3  | 0.8429    |
|  |   |     | 須坂市大字小島字新田道西1216番の4地先から<br>須坂市大字小島字松川添1488番の6地先まで | 14.0~28.6 |
| 同  | 上 | 新   | 14.0~28.6   | 0.1572    |

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 新田春木線  
 (3) 道路の区域

| 区  | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m  | 延長<br>km |
|--|---|-----|---|----------|
| 須坂市大字小河原字松川3954番の4地先から<br>須坂市大字小河原字新田組沖3953番の4地先まで |   | 旧   | 6.2~19.5  | 0.2455   |
|  |   |     | 須坂市大字小河原字松川4011番の10地先から<br>須坂市大字小河原字新田組沖3953番の4地先まで | 6.2~14.2 |
| 同  | 上 | 新   | 6.2~14.2  | 0.1647   |

道路維持課

## ○長野県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 2月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 丸子信州新線  
 (3) 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員         | 延長           |
|--|-----|---------------|--------------|
| 上水内郡信州新町大字牧田中字田中<br>2107番の1地先から<br>上水内郡信州新町大字牧田中字田中2075番地先まで | 旧   | m<br>7.0~17.4 | km<br>0.1797 |
| 同 上  | 新   | 11.0~17.4     | 0.1805       |

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 小川長野線  
 (3) 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員         | 延長           |
|--|-----|---------------|--------------|
| 上水内郡小川村大字稲丘字西松尾<br>1992番の1地先から<br>上水内郡小川村大字稲丘字西松尾1990番地先まで | 旧   | m<br>5.0~11.8 | km<br>0.0252 |
| 同 上  | 新   | 5.2~12.2      | 0.0252       |

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 小川長野線  
 (3) 道路の区域

| 区                 | 間           | 新旧別 | 敷地の幅員     | 延長     |
|-------------------|-------------|-----|-----------|--------|
| 上水内郡中条村大字日下野字福領沖  | 5022番の2地先から | 旧   | 7.8~20.0  | 0.1294 |
| 上水内郡中条村大字日下野字背道峯沖 | 4936番の3地先まで |     |           |        |
| 同                 | 上           | 新   | 11.2~20.3 | 0.1300 |

- 4(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 入山小市線  
 (3) 道路の区域

| 区                      | 間                      | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|------------------------|------------------------|-----|----------|--------|
| 長野市大字入山字下犬飼1780番の3地先から | 長野市大字入山字下犬飼1912番の6地先まで | 旧   | 4.0~10.0 | 0.3594 |
| 長野市大字入山字下犬飼1912番の6地先まで |                        |     |          |        |
| 同                      | 上                      | 新   | 8.0~24.0 | 0.3447 |

道路維持課

○長野県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 豊科インター堀金線
- 2 供用を開始する区間  
南安曇郡豊科町大字南穂高599番の4地先から  
南安曇郡豊科町大字南穂高578番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年2月28日

道路維持課

○長野県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 丸子信州新線
- (2) 供用を開始する区間  
上水内郡信州新町大字牧田中字田中2107番の1地先から  
上水内郡信州新町大字牧田中字田中2075番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月28日
- 2(1) 路線名 小川長野線
- (2) 供用を開始する区間  
上水内郡小川村大字稲丘字西松尾1992番の1地先から  
上水内郡小川村大字稲丘字西松尾1990番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月28日
- 3(1) 路線名 小川長野線
- (2) 供用を開始する区間  
上水内郡中条村大字日下野字福領沖5022番の2地先から  
上水内郡中条村大字日下野字背道峯沖4936番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月28日

- 4(1) 路線名 入山小市線
- (2) 供用を開始する区間  
長野市大字入山字下犬飼1746番の3地先から  
長野市大字入山字下犬飼1795番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月28日

道路維持課

○長野県告示第131号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正する。

平成14年2月28日

長野県知事 田中康夫

別表第2中

|   |   |      |           |
|---|---|------|-----------|
| 「 | ” | 芹田支店 | 長野市       |
|   | ” | 上郷支店 | 飯田市」を     |
| 「 | ” | 芹田支店 | 長野市」に改める。 |

会計局

○長野県北安曇地方事務所告示第1号

北アルプス広域連合長から申請のあった北アルプス広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成14年2月12日付けで許可した。

平成14年2月28日

長野県北安曇地方事務所長 高嶋俊郎

市町村課

○選告示第10号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正する。

平成14年 2月28日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホーム ちいさ 小県郡東部町大字祢津352-1」を  
がたの家

「特別養護老人ホーム ちいさ 小県郡東部町大字祢津352-1  
がたの家 介護老人福祉施設 フォーレスト 小県郡東部町大字常田2-1」に改める。

選挙管理委員会